

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

液化石油ガスの販売事業の登録

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第3条の2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前条2項の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条の2項第1号及び第2号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を液化石油ガス販売事業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第2項の申請書若しくは同条第4項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第26条の規定により登録を取り消され、その取消から2年を経過しない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうちの前3号のいずれかに該当するものがあるもの
- 五 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

同法施行規則第4条、第6条（省略）

審査基準

『貯蔵施設の構造』についての審査基準は、例示基準1. 警戒標、2. 障壁、3. 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根または遮へい板、4. 漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための構造または措置、5. 防消化設備による。

「損傷の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」の判断基準は、保安業務にかかる技術的能力の基準等の細目を定める告示（以下、保安業務告示という。）第1条第2項による。

「貯蔵施設」についての判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第11条関係2.～5.による。

(当該例示基準・告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。)

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
14日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	14日	